

## 松阪市クリーンセンターごみ受入基準

### (1) 基本事項

松阪市クリーンセンターは、松阪市内で発生した一般廃棄物を対象として、この「松阪市クリーンセンターごみ受入基準」に適合したものに限り、松阪市クリーンセンターが処理できる能力の範囲内で受け入れるものとします。

### (2) 受付時間

月曜日～金曜日（月曜日・水曜日の祝日及び第三日曜日も受付）

午前 8 時 30 分 ～ 12 時 00 分

午後 1 時 00 分 ～ 4 時 30 分

休日は土曜日・日曜日・年末年始、祝日等で管理者の定める日とする。

### (3) 持ち込み対象者

- ・家庭系一般廃棄物（家庭生活に伴って生じた廃棄物）の持ち込みは、ごみを発生させた本人又は同一世帯の家族を原則とします。本人又は同一世帯の家族が、持ち込み車両を運転又は同乗して持ち込みしてください。また、一時多量の場合松阪市一般廃棄物収集運搬許可業者（家庭系）に収集運搬を依頼することもできます。
- ・事業系一般廃棄物（あらゆる事業活動に伴って生じた廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物）の持ち込みは、事業者または従事者とします。または、松阪市一般廃棄物収集運搬許可業者（事業系）に収集運搬を依頼することもできます。
- ・松阪市一般廃棄物収集運搬許可業者

### (4) 持ち込み車両について

持ち込み時に使用できる車両は、次のとおりとします。

- ・全長 6m 未満であり 3 トン車までの車両  
ただし、松阪市一般廃棄物収集運搬許可業者が使用する車両については、松阪市の許可を受けた車両とする。

(5) ごみ処分手数料

家庭系一般廃棄物	事業系一般廃棄物
100kg 以下の持ち込みは無料 100kg を超えた 10kg につき 150 円	10kg につき 150 円 (ただし、計量表示が” 0kg” の場合であつても 150 円の手数料がかかります。)

- ・ごみ処分手数料は、持ち込んだ総重量で計量し、その都度徴収します。
- ・松阪市一般廃棄物収集運搬許可業者（事業系）で申請により後納許可を受けている場合は、月額徴収とします。
- ・資源物については、処分手数料はかかりません。

(6) 持ち込み時の注意事項

- ・松阪市クリーンセンターごみ受入基準に適合しないものは、受け入れることはできません。お持ち帰りいただきます。
- ・持ち込みごみの荷おろしは、係員の指示に従って持ち込み者が行ってください。
- ・場内が混み合う時又は粗大ごみの処理には、お待ちいただく場合があります。
- ・施設の故障時・施設が処理能力を超えた場合等には、お持ち帰りいただく場合があります。
- ・場内は通行区分の指定がありますので、徐行運転をしてください。
- ・場内においては、係員の指示に従ってください。
- ・一度に多量・大型のものを持ち込む場合は、事前に松阪市クリーンセンターに連絡し、協議をお願いします。
- ・草や剪定枝は、できる限り乾燥させてから持ち込んでください。
- ・生ごみ(厨芥類)は、水分を十分に切ってから持ち込んでください。
- ・飛散しやすいものは、袋詰めした上で持ち込んでください。
- ・ごみ袋は中身が確認できるものを使用してください。
- ・搬送途中に落下するおそれがある場合は、必ずシートを掛けるなど落下防止処置をしてください。
- ・個人情報等の秘匿が必要な情報が含まれる資源物又は小型家電は、通常の資源物又は小型家電として処理しますので、持込者の責任で消去するなど、あらかじめ処置した上で持ち込んでください。

(7) 受け入れできるごみ

松阪市クリーンセンターで受け入れできるごみは、松阪市のごみ集積所（資源物回収含む）に出せるもののほか【表1】のとおりです。

ただし、事業系ごみに関しては、ごみの品目や業種又は排出内容により産業廃棄物に該当するものは受け入れできません。

【表1】

ごみ種別（区分）	品目	持込基準
燃えるごみ	木材	幅 12cm 角×長さ 2m 未満であること（多量の場合は、1m 未満であること）
	合板、板	厚さ 2cm×幅 90cm×長さ 2m 未満であること（多量の場合は、1m 未満であること）
	木製家具類	幅 1.5m×奥行 60cm×高さ 2m 未満であること 金属、ガラス類を取り外したものであること
	竹	長さ 2m 未満であること（多量の場合は、1m 未満であること）
	樹木・枝	直径 12cm×長さ 2m 未満であること（多量の場合は、1m 未満であること）
	ソファ （金属無し）	そのまま持ち込みが可能
	ベッド（木製）	金属部分を取り外したものであること
	ブラインド （プラスチック製）	そのまま持ち込みが可能
	畳	そのまま持ち込みが可能
	絨毯及び カーペット	ひも等でくっつたものであること
	マットレス （スプリング入り）	そのまま持ち込みが可能
燃えないごみ	燃えないごみ（受入対象物）の最大寸法は、幅 1.5m×高さ 1m×長さ 2m 未満であること	
	金属製品 非鉄金属製品	3kg 以上の金属塊・チェーン等、又は軽量でも 1m 以上の物は、袋詰又は梱包されていないこと
	ソファ （金属有り）	そのまま持ち込みが可能。ただし、クッションやカバーなどは燃えるごみとして取り除かれていること
	ベッド（金属製）	そのまま持ち込みが可能
	ブラインド	そのまま持ち込みが可能

ごみ種別（区分）	品目	持込基準
燃えないごみ	（金属製）	
	マッサージチェア （椅子型）	そのまま持ち込みが可能
	コード・針金類	ひもで束ねてあり、袋詰又は梱包されていないこと
	除湿器（家庭用）	そのまま持ち込みが可能
小型家電	指定品目	資源物保管庫に設置されている回収ボックス（縦 15cm × 横 31cm）に入るものであること 家庭用パソコンについては、下記※参照
家電リサイクル 製品	冷蔵庫	家電リサイクル券（支払済）と、下の処分手数料が必要です。 <処分手数料> ○冷蔵庫・冷凍庫 1,040 円 ○エアコン 830 円 ○テレビ 300 円 ○洗濯機・衣類乾燥機 510 円
	冷凍庫	
	エアコン	
	テレビ	
	洗濯機	
	衣類乾燥機	

※家庭用パソコンについては、小型家電回収ボックスの投入口に入る大きさのものは、各設置場所で受け入れられますが、入らないものは松阪市リサイクルセンターまたは松阪市クリーンセンターで受け入れます。燃えないごみとしての受け入れはできません。（投入口サイズ 縦 15cm×横 31cm）  
詳細については、ごみ・分別ガイドブックをご確認ください。

#### （8）受け入れできないごみ

##### ・産業廃棄物

産業廃棄物は受け入れできません。事業者自らの責任において、適正に処理してください。

##### ・処理困難物

次の廃棄物は受け入れできません。【表 2】の処理例を参考に適切に処理してください。

【表 2】

処理困難物	品目	処理例
危険物	薬品・農薬	販売店等に相談
	ガスボンベ	販売店等に相談

処理困難物	品目	処理例
危険物	廃油等の液体(シンナー, 灯油, ガソリン)	販売店等に相談
	バッテリー	販売店等に相談
	可燃性粉末(アルミニウム粉末, プラスチック粉末等)	販売店等に相談
	火薬	販売店等に相談
	自動車用緊急保安炎筒(発炎筒)	販売店等に相談
処理不可	タイヤ (自動車, オートバイ)	販売店等に相談
	自動車	自動車リサイクル法に基づく登録引取業者へ依頼
	オートバイ	廃棄二輪車取扱店又は指定取引場所に相談
	農業機械	販売店等に相談
	ピアノ	販売店等に相談
	太い木(12cm以上)	基準寸法以内に切断で処理可 一般廃棄物処理業(処分業)許可業者に依頼
	耐火金庫	販売店等に相談
	消火器	販売店等に相談
	医療系廃棄物	医療機関等に相談

(9) り災ごみの持ち込みについて

り災ごみの持ち込みについては、事前により災者又はその関係者が松阪市クリーンセンターと相談してください。